

香芝市体育施設条例をここに公布する。

平成 21 年 9 月 28 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市条例第 11 号

香芝市体育施設条例

(目的及び設置)

第 1 条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため、香芝市体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
香芝市総合体育館	香芝市本町 1 4 3 7 番地
香芝市北部地域体育館	香芝市上中 2 7 3 番地の 1
奈良県香芝健民運動場	香芝市上中 2 7 3 番地の 2
香芝健民テニスコート	香芝市上中 2 7 3 番地の 1
香芝市市民いこいの広場	香芝市下田西二丁目 3 9 7 番地の 2
香芝市高山台グラウンド	香芝市高山台三丁目 1 4 番 1 6

(管理)

第 3 条 体育施設は、香芝市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がこれを管理する。

(指定管理者による管理)

第 4 条 体育施設の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 設置の目的を達成するための事業に関する業務
- (2) 体育施設及び附属設備の利用の許可等に関する業務
- (3) 体育施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (4) 第 13 条に規定する利用料金の収受等に関する業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第 5 条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、体育施設の管理に関する事業

計画書その他規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、実績等を考慮して、体育施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(協定の締結)

第6条 教育委員会は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、体育施設の管理に関し、次に掲げる事項について指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 施設管理に関し必要な事項

(2) 業務の実施に関する事項

(3) 事業報告に関する事項

(指定管理者の指定等の公告)

第7条 教育委員会は、第5条第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、及び次条の規定によりその指定を取り消したときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

(指定の取消し等)

第8条 教育委員会は、指定管理者が指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の不在等の場合における管理)

第9条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消した若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたこと又は第5条の規定により指定管理者を指定するに当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合は、指定管理者による

管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第4条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が体育施設の管理を行うものとする。この場合において、教育委員会は、別表第1から別表第6までに定める額の範囲内において使用料を徴収することができる。

(開館時間及び休館日等)

第10条 体育施設の開館時間及び休館日又は開場時間及び休場日は、体育施設の利用形態、利用者の便宜等により教育委員会の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(利用の許可)

第11条 体育施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は設備を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他体育施設の管理上支障があると認められるとき。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、体育施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、体育施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するとき、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 前条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (5) 体育施設の運営に支障が生じたとき。

2 前項の規定により、許可の取消し又は利用の制限若しくは停止をした場合、利用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第13条 利用者は、体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1から別表第6までに定める区分の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 利用料金は前納とし、既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、原則として市長と協議のうえ、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(原状回復の義務)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、直ちに体育施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は利用を中止したときは、直ちに体育施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 指定管理者、利用者及び入場者は、建物又は設備、その他器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、これを減額又は免除できる。

(秘密保持義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職務を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による指定管理者の指定に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(香芝市総合体育館条例等の廃止)

3 次に掲げる条例(以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(1) 香芝市総合体育館条例(昭和54年条例第3号)

(2) 香芝市地域体育館条例(昭和53年条例第27号)

(3) 奈良県香芝健民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和46年条例第19号)

(4) 香芝健民テニスコート条例(昭和62年条例第2号)

(5) 香芝市市民いこいの広場設置条例(昭和59年条例第5号)

(6) 香芝市高山台グラウンド設置条例（平成21年条例第2号）

（旧条例の廃止に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例の規定によりされた申請、許可その他の行為は、施行日以後は、この条例の相当規定によりされた申請、許可その他の行為とみなす。

別表第1（第9条、第13条関係）

1 香芝市総合体育館の使用料

区分		9:00 ~ 11:00	11:00 ~ 13:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	17:00 ~ 19:30	19:30 ~ 22:00
本館	全面使用	円 2,000	円 2,000	円 2,000	円 2,000	円 2,800	円 2,800
	2分の1使用（ 床面積の3分の 1以上2分の1 未満の部分）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400
	3分の1使用（ 床面積の6分の 1以上3分の1 未満の部分）	700	700	700	700	900	900
	6分の1使用（ 床面積の6分の 1未満の部分）	300	300	300	300	500	500
サブ館	全面使用	500	500	500	500	600	600
	2分の1使用（ 床面積の2分の 1未満の部分）	250	250	250	250	300	300
トレーニング室		1人1回につき100円					
第1会議室		200	200	200	200	250	250
第2会議室		300	300	300	300	370	370
第3会議室		100	100	100	100	120	120

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
  - (1) 入場料を徴収する場合
  - (2) 商品等を展示又は販売する場合
  - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 市内に在住又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分（トレーニング室を除く。）の2倍に相当する額とする。

2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

## 別表第2（第9条、第13条関係）

### 1 香芝市北部地域体育館の使用料

区分	9:00 ~ 11:00	11:00 ~ 13:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	17:00 ~ 19:30	19:30 ~ 22:00
	800円	800円	800円	800円	1,000円	1,000円

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
  - (1) 入場料を徴収する場合
  - (2) 商品等を展示又は販売する場合
  - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額とする。
- 3 在住在勤者以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。

### 2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

別表第3（第9条、第13条関係）  
 奈良県香芝健民運動場の使用料

区分	8:00 ~ 10:00	10:00 ~ 12:00	12:00 ~ 14:00	14:00 ~ 16:00	16:00 ~ 18:00
		600円	600円	600円	600円

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
  - (1) 入場料を徴収する場合
  - (2) 商品等を展示又は販売する場合
  - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額とする。
- 3 在住在勤者以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。

別表第4（第9条、第13条関係）  
香芝健民テニスコートの使用料

区分	7:00 ~ 9:00	9:00 ~ 11:00	11:00 ~ 13:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	17:00 ~ 19:00
5月1日から 9月30日ま での期間	円 1コート につき 1,000	円 1コート につき 1,000	円 1コート につき 1,000	円 1コート につき 1,000	円 1コート につき 1,000	円 1コート につき 1,000
10月1日か ら翌年の4月 30日までの 期間	1コート につき 1,000	1コート につき 1,000	1コート につき 1,000	1コート につき 1,000	1コート につき 1,000	-

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
  - (1) 入場料を徴収する場合
  - (2) 商品等を展示又は販売する場合
  - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額とする。
- 3 在住在勤者以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。

別表第5（第9条、第13条関係）  
香芝市市民いこいの広場の使用料

区分	8:00 ~ 10:00	10:00 ~ 12:00	12:00 ~ 14:00	14:00 ~ 16:00	16:00 ~ 18:00
	300円	300円	300円	300円	300円

備考

- 1 当該広場の2分の1未満の部分を使用する場合の使用料は、上記区分の100分の50に相当する額とする。
- 2 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
  - (1) 入場料を徴収する場合
  - (2) 商品等を展示又は販売する場合
  - (3) その他これらに準ずる場合
- 3 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額とする。
- 4 在住在勤者以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。

別表第6（第9条、第13条関係）  
香芝市高山台グラウンドの使用料

区分	8:00 ~ 10:00	10:00 ~ 12:00	12:00 ~ 14:00	14:00 ~ 16:00	16:00 ~ 18:00
		800円	800円	800円	800円

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
  - (1) 入場料を徴収する場合
  - (2) 商品等を展示又は販売する場合
  - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額とする。
- 3 在住在勤者以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。

香芝市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 9 月 28 日

香芝市長 梅 田 善 久

## 香芝市条例第 12 号

### 香芝市税条例の一部を改正する条例

香芝市税条例（昭和 32 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 54 条第 6 項中「同項第 2 号」を「同項第 1 号」に改める。

附則第 5 条の 3 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年」の次に「（次条において「居住年」という。）」を加え、同条第 3 項中「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

第 5 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 25 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

- (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）
- (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在において法第 317 条の 6 第 1 項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受

けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。

附則第14条の3第3項第2号中「、附則第5条の3第1項」の次に「、附則第5条の3の2第1項」を加え、「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第5条の3第1項」を「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」に改める。

附則第14条の4第3項第2号中「、附則第5条の3第1項」の次に「、附則第5条の3の2第1項」を加え、「及び附則第5条の3第1項」を「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」に改める。

附則第15条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第2号中「、附則第5条の3第1項」の次に「、附則第5条の3の2第1項」を加え、「及び附則第5条の3第1項」を「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」に改める。

附則第15条の2第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第16条第5項第2号中「、附則第5条の3第1項」の次に「、附則第5条の3の2第1項」を加え、「及び附則第5条の3第1項」を「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」に改める。

附則第17条第2項第2号中「、附則第5条の3第1項」の次に「、附則第5条の3の2第1項」を加え、「及び附則第5条の3第1項」を「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」に改める。

附則第17条の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「という。）」の次に「又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

附則第18条第2項及び第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第18条の2第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第2項第2号中「、附則第5条の3第

1項」の次に「、附則第5条の3の2第1項」を加え、「及び附則第5条の3第1項」を「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」に改める。

附則第18条の4第2項第2号中「、附則第5条の3第1項」の次に「、附則第5条の3の2第1項」を加え、「及び附則第5条の3第1項」を「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」に改め、同条第5項第2号中「、附則第5条の3第1項」の次に「、附則第5条の3の2第1項」を加え、「及び附則第5条の3第1項」を「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

第1条 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第5条の3第3項、第15条第1項及び第15条の2第3項の改正規定並びに次条の規定 平成22年4月1日
- (2) 附則第18条の2第1項の改正規定 平成23年1月1日
- (3) 第54条第6項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日

##### ( 市民税に関する経過措置 )

第2条 改正後の香芝市税条例附則第5条の3第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 9 月 28 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市条例第 13 号

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する特例措置）

19 被保険者が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に  
出産したときに支給する出産育児一時金についての第 6 条の規定の適用につ  
いては、同条第 1 項中「35 万円」とあるのは、「39 万円」とする。

附 則

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

香芝市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 9 月 28 日

香芝市長 梅 田 善 久

#### 香芝市条例第 14 号

##### 香芝市都市公園条例の一部を改正する条例

香芝市都市公園条例（昭和 52 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

- 2 有料公園施設の管理に属する事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任する。

第 7 条の次に次の 4 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 7 条の 2 有料公園施設の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせるものとする。

- 2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 設置の目的を達成するための事業に関する業務
- (2) 有料公園施設及び附属設備の利用の許可等に関する業務
- (3) 有料公園施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (4) 第 11 条の 2 に規定する利用料金の收受等に関する業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（有料公園施設の開場時間及び休場日）

第 7 条の 3 有料公園施設の開場時間及び休場日は、有料公園施設の利用形態、利用者の便宜等により教育委員会の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

（有料公園施設の利用の許可）

第 7 条の 4 有料公園施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は設備を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他有料公園施設の管理上支障があると認められるとき。

- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、有料公園施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

( 有料公園施設の許可の取消し等 )

第 7 条の 5 指定管理者は、有料公園施設の利用の許可を受けた者 ( 以下「利用者」という。 ) が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 前条第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (5) 有料公園施設の運営に支障が生じたとき。

2 前項の規定により、許可の取消し又は利用の制限若しくは停止をした場合、利用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

第 11 条中「又は有料公園施設を利用しようとする者」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

( 利用料金 )

第 11 条の 2 利用者は、有料公園施設の利用に係る料金 ( 以下「利用料金」という。 ) を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第 3 に定める区分の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第 20 条中「損壊した者」の次に「 ( 指定管理者を含む。 ) 」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、これを減額又は免除できる。

第 21 条中「前条まで」の次に「 ( 第 7 条の 2 から第 7 条の 5 まで及び第 11 条の 2 の規定を除く。 ) 」を加え、同条の次に次の 9 条を加える。

( 指定管理者の指定の手續 )

第 21 条の 2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、有料公園施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、実績等を考慮して、有料公園施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保することができるものであ

ること。

(2) 事業計画書の内容が有料公園施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(協定の締結)

第21条の3 教育委員会は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、有料公園施設の管理に関し、次に掲げる事項について指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 施設管理に関し必要な事項

(2) 業務の実施に関する事項

(3) 事業報告に関する事項

(指定管理者の指定等の公告)

第21条の4 教育委員会は、第21条の2第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、及び次条の規定によりその指定を取り消したときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

(指定の取消し等)

第21条の5 教育委員会は、指定管理者が指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の不在等の場合における管理)

第21条の6 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消した若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたこと又は第21条の2の規定により指定管理者を指定するに当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第7条の2第1項の規定にかかわらず、教育委員会が有料公園施設の管理を行うものとする。この場合において、教育委員会は、別表第3に定める額の範囲内において使用料を徴収することができる。

(利用料金の還付)

第 2 1 条の 7 利用料金は前納とし、既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第 2 1 条の 8 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、原則として市長と協議のうえ、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(有料公園施設の原状回復の義務)

第 2 1 条の 9 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、直ちに有料公園施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は利用を中止したときは、直ちに有料公園施設を原状に回復しなければならない。

(秘密保持義務)

第 2 1 条の 1 0 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職務を退いた後も、また同様とする。

第 2 2 条ただし書を次のように改める。

ただし、有料公園施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。  
別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

有料公園施設

公園の名称	有料公園施設の名称
香芝総合公園	香芝市総合プール
高塚地区公園	香芝市高塚グラウンド
	香芝市高塚テニスコート
観正山近隣公園	香芝市観正山グラウンド

別表第2の第4の項を削り、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第11条の2、第21条の6関係）

1 有料公園施設の使用料

(1) 香芝市総合プール

区分	個人使用	本市住民	大人	1人1回につき500円
			小・中人	1人1回につき250円
		本市住民以外の者	大人	1人1回につき1,000円
			小・中人	1人1回につき500円
	団体使用	本市住民	大人	1人1回につき400円
			小・中人	1人1回につき200円
		本市住民以外の者	大人	1人1回につき900円
			小・中人	1人1回につき400円

備考

- 1 団体とは、30人以上で責任者に引率されたものをいう。
- 2 小・中人とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいい、大人とは、小・中人以外の者をいう。ただし、小学校就学前の乳児及び幼児については、無料とする。

(2) 香芝市高塚グラウンド及び香芝市観正山グラウンド

区分	8:00～ 10:00	10:00～ 12:00	12:00～ 14:00	14:00～ 16:00	16:00～ 18:00	18:00～ 21:00
香芝市高塚グラウンド	円 600	円 600	円 600	円 600	円 600	円 900
香芝市観正山グラウンド	500	500	500	500	500	-

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合は、次の場合をいう。
  - (1) 入場料を徴収する場合
  - (2) 商品等を展示又は販売する場合
  - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額とする。
- 3 市内に在住又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。

(3) 香芝市高塚テニスコート

区分（1コートにつき）	7:00～ 9:00	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合は、次の場合をいう。

- (1) 入場料を徴収する場合
  - (2) 商品等を展示又は販売する場合
  - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額とする。
  - 3 在住在勤者以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。

- 2 附属設備及びその使用料  
規則で定める附属設備については当該規則で定める額

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

### ( 準備行為 )

- 2 この条例による指定管理者の指定に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

### ( 経過措置 )

- 3 この条例による改正後の香芝市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 1 条の 2 第 3 項の規定による指定の日前に改正前の香芝市都市公園条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がした処分その他の行為は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の行為とみなす。
- 4 改正後の条例第 2 1 条の 2 第 3 項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により教育委員会に対してされている申請その他の手続は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の手続とみなす。

香芝市体育施設条例施行規則をここに公布する。

平成 21 年 9 月 28 日

香芝市教育委員会委員長 船 木 克 容

香芝市教育委員会規則第 8 号

香芝市体育施設条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、香芝市体育施設条例（平成 21 年条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間等)

第 2 条 香芝市体育施設（以下「体育施設」という。）の開館時間又は開場時間（以下「開館時間等」という。）は、別表第 1 のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、開館時間等を変更することができる。

(休館日等)

第 3 条 体育施設の休館日又は休場日（以下「休館日等」という。）は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日等を変更し、又は臨時に休館日等を定めることができる。

(1) 毎月第 1 木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(2) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

(指定管理者の公募)

第 4 条 教育委員会は、条例第 5 条第 1 項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書のほか、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 香芝市体育施設指定管理者申請書（第 1 号様式。以下この条において「指定申請書」という。）

(2) 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類

(3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

(4) 法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し

(5) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

又はこれらに準ずる書類

- (6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近2年間の事業報告書、  
収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準  
ずる書類
- (7) 役員等の名簿（氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものを  
いう。）及び履歴を記載した書類
- (8) その他教育委員会が必要と認める書類  
（利用手続）

第6条 条例第11条の規定により、体育施設の利用許可を受けようとするものは、指定管理者に利用許可申請書を提出しなければならない。体育施設の利用に併せて附属設備を利用するときも、同様とする。ただし、香芝市総合体育館トレーニング室（以下「トレーニング室」という。）の利用に係る利用許可を受けようとする場合は、この限りでない。

2 前項の申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じて行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 香芝市総合体育館、香芝市北部地域体育館又は香芝健民テニスコートを  
利用する場合 利用を開始する日（以下「利用日」という。）の13日前  
（その日が休館日等に当たるときは、その日後において、その日に最も近  
い休館日等でない日）から
- (2) 奈良県香芝健民運動場、香芝市市民いこいの広場又は香芝市高山台グラ  
ウンドを利用する場合 利用日の2箇月前の翌日（その日が休館日等に当  
たるときは、その日後において、その日に最も近い休館日等でない日）か  
ら

3 指定管理者は、体育施設の利用を許可したときは、利用許可書を交付する。

4 前項の規定により体育施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」とい  
う。）が許可を受けた事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書  
に利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

5 指定管理者は、体育施設の利用許可に係る事項の変更を許可したときは、  
変更許可書を交付する。

6 第3項の規定にかかわらず、トレーニング室を利用しようとする者は、利  
用券の交付を受けることにより、利用許可を受けたものとする。

（利用時間の制限）

第7条 体育施設の利用時間は、1回の利用につき条例別表第1から条例別表  
第6までに規定する各施設の利用に係る利用区分を超えることはできない。  
ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 体育施設の利用時間は、実際に利用する時間のほか、その準備及び原状に復するのに要する時間も含むものとする。

(利用時間の延長)

第8条 利用者は、やむを得ない理由により、当該許可に係る利用時間を超えて体育施設を利用する場合は、あらかじめ、指定管理者の承諾を受けなければならない。

(利用期間の制限)

第9条 体育施設(トレーニング室を除く。)の利用期間は、連続した2日以上の日又は引き続き3回以上の同じ曜日の利用をすることはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の取消し)

第10条 利用者は、体育施設の利用を取り消そうとするときは、利用取消届に利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(附属設備の利用料金)

第11条 条例別表第1の2及び条例別表第2の2に規定する規則で定める附属設備の利用料金は、別表第2に定める区分の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の納付)

第12条 利用者は、利用許可書(トレーニング室にあっては、利用券)の交付を受ける際に利用料金を納付しなければならない。追加納付を必要とする変更許可書の交付を受ける場合も同様とする。

(利用料金の減免)

第13条 利用料金の減免を受けようとする利用者は、香芝市体育施設利用料金減免申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の減免申請書の提出があった場合において、利用料金の全部又は一部を免除することが適当であると認めるときは、香芝市体育施設利用料金減免決定通知書(第3号様式)を交付する。

(利用料金の還付)

第14条 条例第13条第4項ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 条例別表第1から条例別表第6までに規定する各施設の利用に係る利用料金(以下「各施設利用料金」という。)について、利用日の3日以前に利用取消届が提出された場合 各施設利用料金の2分の1に相当する額

(2) 別表第2に規定する附属設備の利用に係る利用料金(以下「設備利用料金」という。)が前納されている場合において、当該利用が取り消された

場合 納入済の設備利用料金の全額

(3) 利用者の責によらない事由により利用することができなくなった場合  
各施設利用料金及び納入済の設備利用料金の全額

2 利用料金の還付を受けようとする利用者は、利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請に対する決定をしたときは、利用料金還付決定通知書を交付するものとする。

(利用者の責務)

第15条 体育施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を転貸しないこと。
- (2) 施設、設備等を利用目的以外に利用しないこと。
- (3) 利用許可以外の施設、設備等を利用しないこと。
- (4) 利用後は直ちに指定管理者にその旨を告げ、点検を受けること。

(体育施設での禁止行為)

第16条 体育施設では、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令で禁止された行為
- (2) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙すること。
- (3) 自己又は他人に危害を及ぼし、若しくはそのおそれがあると認められる物を携帯するほか、迷惑となる行為
- (4) 建物、設備その他器具等を損傷し、又はそのおそれのある行為
- (5) 許可を得ないで施設内及びその敷地内で広告をし、又は飲食物その他の物品を販売し、及び陳列すること。
- (6) その他管理上必要な指示に反する行為をすること。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による指定管理者の指定に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(香芝市総合体育館条例施行規則等の廃止)

3 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 香芝市総合体育館条例施行規則(昭和54年教育委員会規則第1号)

- (2) 香芝市地域体育館条例施行規則（昭和53年教育委員会規則第2号）
- (3) 奈良県香芝健民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和55年教育委員会規則第3号）
- (4) 香芝健民テニスコート条例施行規則（昭和62年教育委員会規則第1号）
- (5) 香芝市市民いこいの広場設置条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第4号）
- (6) 香芝市高山台グラウンド設置条例施行規則（平成21年教育委員会規則第1号）

別表第 1 ( 第 2 条関係 )

<p>体育施設の名称</p>	<p>開館時間等</p>
<p>香芝市総合体育館</p>	<p>午前 9 時から午後 10 時まで</p>
<p>香芝市北部地域体育館</p>	<p>午前 9 時から午後 10 時まで</p>
<p>奈良県香芝健民運動場</p>	<p>午前 8 時から午後 6 時まで</p>
<p>香芝健民テニスコート</p>	<p>午前 7 時から午後 7 時まで ( 5 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 )</p>
	<p>午前 7 時から午後 5 時まで ( 10 月 1 日から 翌年の 4 月 30 日までの期間 )</p>
<p>香芝市市民いこいの広場</p>	<p>午前 8 時から午後 6 時まで</p>
<p>香芝市高山台グラウンド</p>	<p>午前 8 時から午後 6 時まで</p>

別表第2（第11条、第14条関係）

区分	附属設備の名称	単位	使用料(1回につき)
香芝市総合体育館			円
	バスケットボール用具	1組	200
	バレーボール用具	1組	100
	ハンドボール用具	1組	100
	テニス用具	1組	100
	バドミントン用具	1組	50
	卓球用具	1組	50
	柔道たたみ	1畳	10
	鉄棒	1台	100
	吊輪	1台	100
	鞍馬	1台	100
	跳馬	1台	100
	平行棒	1台	100
	平均台	1台	100
	床運動用マット	1組	300
	ソフトマット	1枚	20
	トランポリン	1台	100
	電光掲示板	1基	500
	放送設備	1式	2,000
	机	1卓	50
椅子	1脚	20	
	会議室冷暖房設備	1台	1時間につき100
香芝市北部地域体育館	バスケットボール用具	1組	100
	バレーボール用具	1組	100
	テニス用具	1組	100
	バウンドテニス用具	1組	100
	バドミントン用具	1組	50
	卓球用具	1組	50
	机	1卓	50
	椅子	1脚	20
備考 会議室冷暖房設備の使用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。			

第1号様式(第5条関係)

香芝市体育施設指定管理者申請書

年 月 日

香芝市教育委員会 様

所在地

申請者 団体の名称

代表者の氏名 印

電話・E-mail

香芝市体育施設の指定管理者の指定を受けたいので、香芝市体育施設条例第5条第2項の規定により、申請します。

第2号様式(第13条関係)

香芝市体育施設利用料金減免申請書

受付第 号  
年 月 日

香芝市長 様

住所  
利用者 氏名 印  
電話  
(団体にあつては、その所在地、名称、代表者名)

香芝市体育施設条例施行規則第13条の規定に基づき、次のとおり利用料金の減免を申請します。

利用目的	
利用内容	
利用日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 年 月 日 午前 時 分まで 午後 時 分まで
主催者	
利用許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
減免理由	

利用許可書又は変更許可書を添付してください。

第3号様式（第13条関係）

香芝市体育施設利用料金減免決定通知書

住所

氏名 様

利用目的	
利用内容	
利用日時	<p>年 月 日 午前 時 分から</p> <p>年 月 日 午後 時 分まで</p>
主催者	
利用許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
減免理由	

通知番号 号

年 月 日

香芝市体育施設の利用料金の減免については、香芝市体育施設条例第14条の規定に基づき、<sup>割減額</sup>免除することを決定しました。

香芝市長

印

香芝市有料公園施設の管理に関する規則をここに公布する。

平成21年9月28日

香芝市教育委員会委員長 船木克容

### 香芝市教育委員会規則第9号

#### 香芝市有料公園施設の管理に関する規則

香芝市有料公園施設の管理等に関する規則（昭和59年教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、香芝市都市公園条例（昭和52年条例第14号。以下「条例」という。）第22条ただし書の規定により、有料公園施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（開場時間）

第2条 有料公園施設の開場時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、開場時間を変更することができる。

（休場日）

第3条 有料公園施設の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(1) 毎月第1木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(3) 香芝市総合プール（以下「総合プール」という。）については、9月1日から翌年の7月第3土曜日の前日までの日

（指定管理者の公募）

第4条 教育委員会は、条例第21条の2第1項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書のほか、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 有料公園施設指定管理者申請書（第1号様式。以下この条において「指定申請書」という。）

(2) 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類

- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (4) 法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し
- (5) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書  
又はこれらに準ずる書類
- (6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近2年間の事業報告書、  
収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準  
ずる書類
- (7) 役員等の名簿（氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものを  
いう。）及び履歴を記載した書類
- (8) その他教育委員会が必要と認める書類  
（利用手続）

第6条 条例第7条の4の規定により、有料公園施設の利用許可を受けようとするものは、指定管理者に利用許可申請書を提出しなければならない。有料公園施設の利用に併せて附属設備を利用するときも、同様とする。ただし、総合プールの個人利用に係る利用許可を受けようとする場合は、この限りでない。

2 前項の申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じて行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 総合プールを団体利用する場合 利用を開始する日（以下「利用日」という。）の5日前（その日が休場日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休場日でない日）まで
- (2) 香芝市高塚テニスコートを利用する場合 利用日の13日前（その日が休場日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休場日でない日）から
- (3) 香芝市高塚グラウンド又は香芝市観正山グラウンドを利用する場合 利用日の2箇月前の翌日（その日が休場日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休場日でない日）から

3 指定管理者は、有料公園施設の利用を許可したときは、利用許可書を交付する。

4 前項の規定により有料公園施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書に利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

5 指定管理者は、有料公園施設の利用許可に係る事項の変更を許可したときは、変更許可書を交付する。

6 第3項の規定にかかわらず、総合プールを個人利用により利用しようとする

る者は、入場券の交付を受けることにより、利用許可を受けたものとする。

(利用時間の制限)

第7条 有料公園施設の利用時間は、1回の利用につき条例別表第3に規定する各施設の利用に係る利用区分を超えることはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 有料公園施設の利用時間は、実際に利用する時間のほか、その準備及び原状に復するのに要する時間も含むものとする。

(利用時間の延長)

第8条 利用者は、やむを得ない理由により、当該許可に係る利用時間を超えて有料公園施設を利用する場合は、あらかじめ、指定管理者の承諾を受けなければならない。

(利用期間の制限)

第9条 有料公園施設(総合プールを除く。)の利用期間は、連続した2日以上の日又は引き続き3回以上の同じ曜日の利用をすることはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の取消し)

第10条 利用者は、有料公園施設の利用を取り消そうとするときは、利用取消届に利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(附属設備の利用料金)

第11条 条例別表第3の2に規定する規則で定める附属設備の利用料金は、別表第2に定める区分の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の納付)

第12条 利用者は、利用許可書(総合プールの個人利用にあっては、入場券)の交付を受ける際に利用料金を納付しなければならない。追加納付を必要とする変更許可書の交付を受ける場合も同様とする。

(利用料金の減免)

第13条 利用料金の減免を受けようとする利用者は、有料公園施設利用料金減免申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の減免申請書の提出があった場合において、利用料金の全部又は一部を免除することが適当であると認めるときは、有料公園施設利用料金減免決定通知書(第3号様式)を交付する。

(利用料金の還付)

第14条 条例第21条の7ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例別表第3に規定する各施設の利用に係る利用料金（以下「各施設利用料金」という。）について、利用日の3日以前に利用取消届が提出された場合 各施設利用料金の2分の1に相当する額
  - (2) 別表第2に規定する附属設備の利用に係る利用料金（以下「設備利用料金」という。）が前納されている場合において、当該利用が取り消された場合 納入済の設備利用料金の全額
  - (3) 利用者の責によらない事由により利用することができなくなった場合 各施設利用料金及び納入済の設備利用料金の全額
- 2 利用料金の還付を受けようとする利用者は、利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。
  - 3 指定管理者は、前項の申請に対する決定をしたときは、利用料金還付決定通知書を交付するものとする。

（利用者の責務）

第15条 有料公園施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を転貸しないこと。
- (2) 施設、設備等を利用目的以外に利用しないこと。
- (3) 利用許可以外の施設、設備等を利用しないこと。
- (4) 利用後は直ちに指定管理者にその旨を告げ、点検を受けること。

（有料公園施設での禁止行為）

第16条 有料公園施設では、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令で禁止された行為
- (2) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙すること。
- (3) 自己又は他人に危害を及ぼし、若しくはそのおそれがあると認められる物を携帯するほか、迷惑となる行為
- (4) 建物、設備その他器具等を損傷し、又はそのおそれのある行為
- (5) 許可を得ないで施設内及びその敷地内で広告をし、又は飲食物その他の物品を販売し、及び陳列すること。
- (6) その他管理上必要な指示に反する行為をすること。

（その他）

第17条 この規則に定めるもののほか、有料公園施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による指定管理者の指定に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1 ( 第 2 条関係 )

有料公園施設の名称	開場時間
総合プール	午前 9 時 3 0 分から午後 5 時まで
香芝市高塚グラウンド	午前 8 時から午後 9 時まで
香芝市高塚テニスコート	午前 7 時から午後 9 時まで
香芝市観正山グラウンド	午前 8 時から午後 6 時まで

別表第2（第11条、第14条関係）

区分	附属設備の名称	使用料
総合プール	更衣ロッカー	1回につき100円
香芝市高塚グラウンド	夜間照明設備	1時間につき（1時間未満の場合は、1時間とする。）1,500円
香芝市高塚テニスコート	夜間照明設備	1コート1時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）につき500円

第1号様式(第5条関係)

有料公園施設指定管理者申請書

年 月 日

香芝市教育委員会 様

所在地

申請者 団体の名称

代表者の氏名 印

電話・E-mail

有料公園施設の指定管理者の指定を受けたいので、香芝市都市公園条例第21条の2第2項の規定により、申請します。

第2号様式(第13条関係)

有料公園施設利用料金減免申請書

受付第 号  
年 月 日

香芝市長 様

住所  
利用者 氏名 印  
電話  
(団体にあつては、その所在地、名称、代表者名)

香芝市有料公園施設の管理に関する規則第13条の規定に基づき、次のとおり利用料金の減免を申請します。

利用目的	
利用内容	
利用日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 年 月 日 午前 時 分まで 午後 時 分まで
主催者	
利用許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
減免理由	

利用許可書又は変更許可書を添付してください。

第3号様式（第13条関係）

有料公園施設利用料金減免決定通知書

住所

氏名 様

利用目的	
利用内容	
利用日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 年 月 日 午前 時 分まで 午後
主催者	
利用許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
減免理由	

通知番号 号

年 月 日

有料公園施設の利用料金の減免については、香芝市都市公園条例第21条の8の規定に基づき、<sup>割減額</sup>免除することを決定しました。

香芝市長

印

香芝市告示第 1 0 6 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 9 月 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 9 月 1 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 0 7 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 9 月 3 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 9 月 3 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第108号

平成21年度国民健康保険料納付通知書を郵送すべきところ、その  
けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので国民保  
第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、  
けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成21年9月7日

香芝市長 梅 田

送達を受けるべき者

略

(注) 地方税法第20条の2の規定により公示送達をした日から起算  
を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第 1 0 9 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 9 月 8 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 9 月 8 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 1 0 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 9 月 1 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 9 月 1 1 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 1 1 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 9 月 1 4 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 9 月 1 4 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 1 2 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 9 月 1 6 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 1 3 号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第 7 条第 4 項及び同法第 8 条第 1 項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第 8 条第 4 項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成 2 1 年 9 月 1 8 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 . 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については二日間）
- 2 . 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
- 3 . 引取時間 午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日を除く）
- 4 . 連 絡 先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課  
TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1（内線 2 0 4）

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
21-140	HOTELウォーターゲート	はり札	2	今泉、上中	H21.8.31	H21.8.31	下田倉庫
21-141	ファミティホーム	はり札	10	関屋、田尻	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-142	近鉄不動産	はり札	1	関屋	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-143	不明	はり札	1	関屋	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-144	理創住販	はり札	3	関屋	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-145	仲辻不動産	はり札	1	関屋	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-146	関西ハウジング	はり札	10	逢坂、旭ヶ丘	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-147	HOTELウォーターゲート	はり札	1	今泉	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-148	賃貸の店	はり札	6	逢坂	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-149	三貴ホーム	はり札	2	逢坂	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-150	BAR RISE	はり札	1	瓦口	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-151	丸商ハウジング	はり札	3	磯壁	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-152	京王企画標識社	はり札	1	下田	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-153	M・V	立看板	1	関屋	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-154	ティファニー	立看板	1	関屋	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-155	近畿住宅販売	立看板	2	関屋	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-156	豊富住建	立看板	10	旭ヶ丘	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-157	京王企画標識社	立看板	1	下田	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-158	東武建設	広告旗	3	鎌田	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
21-159	丸商ハウジング	広告旗	2	磯壁	H21.9.11	H21.9.11	下田倉庫
21-160	民主党	はり札	21	香芝市内	H21.8.31	H21.9.11	下田倉庫
21-161	幸福実現党	はり札	13	香芝市内	H21.8.31	H21.9.11	下田倉庫
21-162	日本共産党	はり札	70	香芝市内	H21.8.31	H21.9.11	下田倉庫
21-163	公明党	はり札	2	香芝市内	H21.8.31	H21.9.11	下田倉庫
21-164	自由民主党	はり札	1	香芝市内	H21.8.31	H21.9.11	下田倉庫
21-165	社会民主党	はり札	5	香芝市内	H21.8.31	H21.9.11	下田倉庫
21-166	民商	はり札	3	香芝市内	H21.8.31	H21.9.11	下田倉庫
21-167	HOTELウォーターゲート	はり札	4	今泉	H21.9.14	H21.9.14	下田倉庫
21-168	丸商ハウジング	はり札	1	旭ヶ丘	H21.9.14	H21.9.14	下田倉庫
21-169	葛城建設	はり札	1	西真美	H21.9.14	H21.9.14	下田倉庫
21-170	関西ハウジング	はり札	6	逢坂	H21.9.14	H21.9.14	下田倉庫
21-171	関西ハウジング	立看板	1	旭ヶ丘	H21.9.14	H21.9.14	下田倉庫
21-172	大地不動産	立看板	1	鎌田	H21.9.14	H21.9.14	下田倉庫

香芝市告示第 1 1 4 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 9 月 1 8 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 9 月 1 8 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 1 5 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 9 月 2 4 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 9 月 2 4 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市第告示 1 1 6 号

下記の自動車臨時運行許可番号について、紛失により道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 3 5 条第 6 項の規定による返納がなされないため、失効したので告示する。

平成 2 1 年 9 月 2 9 日

香芝市長 梅 田 善 久

記

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
奈良 3 6 - 9 9	平成 2 1 年 9 月 6 日	略	平成 2 1 年 9 月 4 日

香芝市選挙管理委員会告示第41号

平成21年9月2日現在における地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成21年9月2日

香芝市選挙管理委員会  
委員長 黒松 健

3分の1の数	19,091人
6分の1の数	9,546人
50分の1の数	1,146人

## 香芝市公告

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の規定に基づいて買取り申出のあった生産緑地について、同法第13条の規定に基づき取得を希望される方へのあっせんを行っています。

取得を希望される方は申出して下さい。

平成21年9月3日

香芝市長 梅田善久

### 1 あっせんする土地

生産緑地の区域	買取り申出日
香芝市穴虫571番	平成21年8月17日
香芝市逢坂七丁目162番・163番合併	平成21年8月17日

### 2 申出場所

香芝市役所 都市整備部 都市計画課

TEL 0745-76-2001(内線204)

### 3 その他の事項

- ・買取り申出の日から3箇月以内に所有権の移転が必要です。
- ・農地法(昭和27年法律第229号)による農地を取得できる方に限ります。

## 香芝市公告

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の規定に基づいて買取り申出のあった生産緑地について、同法第13条の規定に基づき取得を希望される方へのあっせんを行っています。

取得を希望される方は申出して下さい。

平成21年9月3日

香芝市長 梅田善久

### 1 あっせんする土地

生産緑地の区域	買取り申出日
香芝市穴虫207番	平成21年8月17日
香芝市穴虫841番	平成21年8月17日
香芝市穴虫842番1	平成21年8月17日
香芝市穴虫842番2	平成21年8月17日
香芝市穴虫843番1	平成21年8月17日
香芝市穴虫843番2	平成21年8月17日
香芝市穴虫843番3	平成21年8月17日
香芝市上中1219番1	平成21年8月17日
香芝市上中1219番2	平成21年8月17日
香芝市上中1222番1	平成21年8月17日
香芝市上中1222番2	平成21年8月17日

### 2 申出場所

香芝市役所 都市整備部 都市計画課

TEL 0745-76-2001(内線204)

### 3 その他の事項

- ・買取り申出の日から3箇月以内に所有権の移転が必要です。
- ・農地法(昭和27年法律第229号)による農地を取得できる方に限ります。

## 香芝市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を変更しようとするため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成21年9月9日

香芝市長 梅田善久

### 1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

### 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

香芝市平野の一部

### 3 都市計画の案の縦覧場所

香芝市役所 都市整備部 都市計画課

### 4 縦覧期間

平成21年9月10日から平成21年9月24日

### 5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、及び連絡先を併記した文書1通を香芝市長宛とし、香芝市役所都市整備部都市計画課に平成21年9月24日までに必着するよう提出すること。

香芝市公告

建設工事の請負について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の5第2項及び167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

平成21年9月25日

香芝市長 梅田善久

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 中和幹線橋梁架設工事
- (2) 工 事 場 所 香芝市北今市5、6丁目地内
- (3) 工 事 概 要 工事延長 L=150m  
7径間連結PCプレテンT桁橋 L=150m
- (4) 工 事 期 間 平成21年12月25日（予定）から  
平成23年 3月25日まで
- (5) 最低制限価格 設定していません
- (6) 入 札 保 証 金 免除
- (7) 契 約 保 証 金 要
- (8) 入 札 方 法 郵便入札
- (9) 入 札 回 数 2回
- (10) 落札者の決定方法 総合評価落札方式により決定
- (11) 議 会 の 議 決 要

2. 競争入札に参加するものに必要な資格

建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者で、香芝市建設工事等競争入札参加資格を有する単体の建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

1 登録業種	土木一式（プレストレストコンクリート工事）
2 経営事項審査等	建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期限内にある直近のもの。）の結果における土木一式工事の内訳であるプレストレストコンクリート工事についての総合評点値が、1100点以上であり、かつ、自社工場（PC桁を製作可能）を所有する登録業者であること。
3 本店又は営業所の所在地に関する条件	奈良県内
4 施工実績等	

<p>過去15年以内に対象工事と公共団体又は特殊法人等が発注した同種(連結PCプレテンT桁橋)・同規模以上(請負金額4億円以上)、橋長L=100m以上の工事の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、代表者として施工したものにあっては出資比率が20%以上、その他の構成員として施工したものにあっては10%以上の場合に限ります。</p>	
5 設計業務の受託者との関連に関する条件	<p>次に掲げるこの入札に関する設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと</p> <p>名称 内外エンジニアリング株式会社 奈良営業所 所在地 奈良県奈良市 三条宮前町 4-21 プレステ 11 番館</p>
6 配置技術者に関する条件	<p>次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で配置できること。</p> <p>入札説明書1.(7)の配置予定技術者の資格要件を満たす者 過去15年以内に竣工したPC橋(上部工)工事に係る従事経験を有する者 入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。</p>
7 その他	入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

### 3. 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札説明書等の交付(香芝市ホームページからダウンロードしてください。)	平成21年 9月25日(金) から	ホームページアドレス <a href="http://www.city.kashiba.nara.jp/">http://www.city.kashiba.nara.jp/</a>
入札参加申請書の提出 2部提出(1部返却)	平成21年 9月30日(水)	香芝市本町1397番地 香芝市総務部管財課
設計図書等の貸与 入札参加申請書を持参	平成21年10月 2日(金)	香芝市本町1397番地 香芝市総務部管財課
設計図書等に関する質問 の提出	平成21年10月 6日(火) 午前10時~午後12時まで (持参に限る)	香芝市本町1397番地 香芝市都市整備部街路整備課
質問に対する回答	平成21年10月 8日(木) 午後3時(配付)	香芝市本町1397番地 香芝市都市整備部街路整備課
技術提案書の提出	平成21年10月14日(水) 午後4時まで(持参に限る)	香芝市本町1397番地 香芝市総務部管財課

技術提案書の採否の通知	平成21年10月28日(木)	
技術提案書の採否に対する理由の説明請求	平成21年11月4日(水)まで(任意の書面により持参のこと)	香芝市本町1397番地 香芝市総務部管財課
技術提案書の採否に対する理由の回答	平成21年11月6日(金)までに書面により回答	
入札書到着期限	平成21年11月16日(月)	〒639-0299 郵便事業(株) 香芝支店留 香芝市役所 管財課 行
開札	平成21年11月17日(火) 午前9時30分	香芝市本町1397番地 香芝市役所会議室棟第6会議室
競争入札参加資格確認申請書等の提出 (5.に該当する者のみ)	平成21年11月18日(水) 午後4時まで 持参に限る	香芝市本町1397番地 香芝市総務部管財課

上記の期間は、香芝市の休日を定める条例(平成元年香芝市条例29号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」といいます。)を除きます。時間の指定のないものは午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)です。

設計図書等の貸与を受けない者は応札できません。

#### 4. 技術提案書の内容確認

入札参加者は、市長が定める様式により、入札説明書3.の「技術提案書の提出」に定めるとおり技術提案書及びその添付書類(以下「技術提案書等」といいます。)を書面により各1部提出し、内容確認を受けなければなりません。

技術提案書等のうち、施工計画に関する具体的な評価内容については次の表のとおりとします。企業の施工能力等に関する詳細については入札説明書によります。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者及び技術提案書等が適切でない者(未記載を含みます。)は、この工事の入札に参加することができません。

施工計画に係る技術的所見	評価項目	評価内容
	安全管理 【様式8-4】	工事により交差道路及び周辺道路の交通の影響を軽減し現道交通及び歩行者等の安全を確保するための具体的な工夫について、提案・実施すること。
	施工管理 【様式8-5】	工事の施工に関して、周辺の住宅・保育所・幼稚園等の生活環境への負荷(騒音・振動のうちから必要なものを選択)を軽減するための具体的な工夫について提案・実施すること。

#### 5. 競争入札参加資格の確認

開札後落札候補者となった者は、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申

請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

## 6. その他

### (1) 落札者の決定方法等

本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりとします。

入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を22点として評価するものとします。

「加算点」は次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

#### 簡易型

評価項目		加算基準
施工計画 (12点)	安全管理	施工上留意すべき事項の適切性
	施工管理	
企業の施工能力等 (10点)	企業の施工能力	表彰実績並びにISO9000シリーズ及びISO14000シリーズ認証取得
	配置予定技術者の能力	同種工事(連結PCプレテンT桁橋 橋長L=100m以上)の施工経験
	地域精通度	本店の所在地及び地域内工事の実績
	社会・地域貢献	災害協定締結の有無
小計22点		

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行います。

#### 評価内容の担保

受注者の責により入札時の技術提案の内容が履行されない場合は、竣工時の工事成績評価における評価点計を10点減点します。

詳細は、入札説明書によります。

### (2) 問い合わせ先等

〒639-0292 香芝市本町1397番地

香芝市総務部管財課監理係

電話 0745-76-2001(内線481・482)

その他

詳細は、入札説明書によります。

## 香芝市公告

介護保険法第42条の2第1項及び法第54条の2第1項の規定により香芝市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所に指定する。

平成21年9月28日

香芝市長 梅田善久

- |                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 介護保険事業所番号  | 2990100063                       |
| (2) 名称及び所在地    | ニチイのほほえみ奈良西大寺<br>奈良県奈良市菅原町89     |
| (3) 申請者        | 株式会社 ニチイ学館                       |
| (4) 代表者の氏名及び住所 | 代表取締役 寺田大輔<br>千葉県柏市豊四季709番地233   |
| (5) 指定年月日      | 平成21年10月1日(有効期間6年)               |
| (6) サービスの種類    | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 |

平成21年 9月18日

香芝市教育委員会公告9号

香芝市教育委員会

委員長 船木 克容

平成21年第9回香芝市教育委員会を下記のとおり招集する。

記

- |     |   |  |
|-----|---|--|
| 1.日 | 時 | 平成21年 9月29日(火)<br>午後2時00分より  |
| 2.場 | 所 | 香芝市役所 会議室棟第1会議室  |
| 3.案 | 件 | (1)香芝市教育委員会委員長の選挙について<br>(2)香芝市教育委員会委員長の職務代理者の指定について<br>(3)香芝市教育委員会事務局の管理職及び教育機関の長の任命について<br>て<br>(4)香芝市教育委員会が管理する行政文書の開示に関する専決処分の報告及び承認について<br>(5)その他 |